

件 名	愛媛県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
主 管 課	私学文書課
根拠法令等	公益信託に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

### 【改正の概要】

#### 1 改正理由

公益信託制度が抜本的に見直され、従来の主務官庁制を廃止して、公益法人と共通の行政庁による認可・監督制が創設されたため。

公益信託：契約・遺言により委託者から受託者（信託会社等）に託された財産を用いて、受託者が委託者の想いに沿った公益活動を継続的に行う仕組み

#### 2 改正内容

（委員）

第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

（庶務）

第11条 審議会の庶務は、総務部において総括し、及び処理する。ただし、他部の所管に属する公益法人若しくは公益信託に係るものについては、当該公益法人若しくは公益信託を所管する部において処理する。

施 行 日 | 令和8年4月1日

### 【その他参考事項】